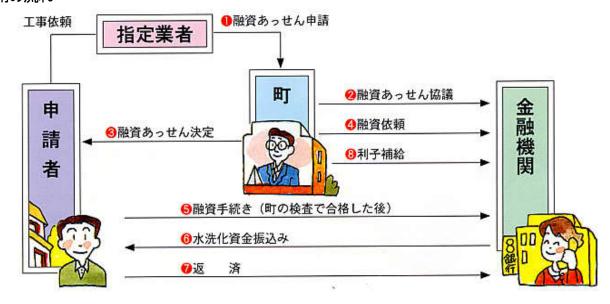
### 融資斡旋制度のお知らせ

## 1日でも早い水洗化を

この制度は、くみ取り便所等を水洗化するための改造資金に要する費用について、金融機関から無利子で融資を受けられるように設けられたものです。

貝と又行う作るのうに取行う作のことがです。	
融資斡旋額	
	その費用額を上限とします。) 融資額は千円単位
融資斡旋対象者	処理区域内において排水設備等の改造工事をする住宅の所有者又は占有者
	他の公的資金等の併用は出来ません。(新築は対象外、法人は除く)
融資斡旋の条件	(1) 町税及び受益者負担金・分担金の滞納がないこと
	(2) 融資を受ける資金の償還能力があること
	(3) 連帯保証人が1名いること
	(原則、町内居住の町民税所得割納税者で滞納がない方に限ります。)
融資斡旋の	水洗化工事を指定工事業者に依頼するときに申し込んでください。
申 請 時 期	決定まで日数を要します <i>(<b>着工後の申請は出来ません)</b></i>
必 要 書 類	申請時・所得証明書・納税証明書(申請者・連帯保証人)
	・水洗便所等改造資金融資斡旋申請書(指定工事業者に備え付け)
	その他、借り入れ手続きの際に金融機関が求める書類が必要となります。
返済	① 借入月の翌月から60ヶ月以内の毎月元金均等返済となります(返済回数は、金額に
	より少ない場合もあります)
	② 利子は請求されません(町が直接金融機関へ)
取扱金融機関	七十七銀行小牛田支店・鹿島台支店 古川信用組合小牛田支店・涌谷支店
	新みやぎ農業協同組合本店・美里町内各支店 石巻信用金庫鹿島台支店

#### 制度利用の流れ



注意 融資は金融機関が行います。ご希望に添えない場合もあります。 具体的なことは、金融機関の融資窓口でお確かめ下さい。

# 利用上の手続き

### 工事が始まるまで

- 1 町の指定を受けている工事業者に工事費用の見積もりを依頼します。
- 2 工事費用について町の融資を利用するかどうか決定します(排水設備等の改造工事費の範囲内で、かつ、 100万円まで利用できます。)
- 3 工事を依頼すると、業者はその工事計画を書面(排水設備等計画確認申請書といいます)にして町へ提出 します(工事の発注)。

融資斡旋制度を利用する場合は、その申請書(水洗便所等改造資金融資斡旋申請書)を添えて提出します。 (申請者と連帯保証人の所得証明書及び納税証明書はこのとき提出されます。)

- ※ この段階では、借入手続きに必要な印鑑証明等の書類は必要ありません。
- 4 融資を斡旋できますという決定通知 (水洗便所等融資斡旋決定通知書) がされます。 はじめて工事の着手となります。

### 工事が完了したら

- 1 便所等の工事の完了
- 2 町の検査終了(合格)
- 3 町から「水洗便所等改造工事完了証」を交付します。
- 4 原則として申請者ご本人と連帯保証人の方が、融資を受ける金融機関に直接出向いて行うことになります。

### 借り入れ手続きに必要な書類

① 水洗便所等融資斡旋決定通知書

(融資を受ける金融機関に見せます)

② 水洗便所等改造工事完了証

(町の検査を受け、合格したときに交付されます。金融機関に提出します。)

③ 実印及び印鑑証明

(融資を申請された本人と連帯保証人のもの。)

④ 融資を受けようとする金融機関の預金通帳と印鑑

以上のほかにも書類が必要となる場合があります。

詳しくは希望する金融機関にお尋ねください。

美里町役場 上下水道課 0229-33-2193